

結婚して住むなら、福島市！



福島市

結婚等新生活支援事業補助金の手引き



新婚世帯等の住居費と引越費用を支援します！



申請受付期間

令和8年7月1日

～令和9年3月17日まで

※婚姻日等が申請締切後の方などは  
ご相談ください。

※予算上限に達した時点で受付終了

申請窓口

福島市 出会い移住・多文化共生課 出会い応援係  
福島市五老内町3-1

☎024-572-5451

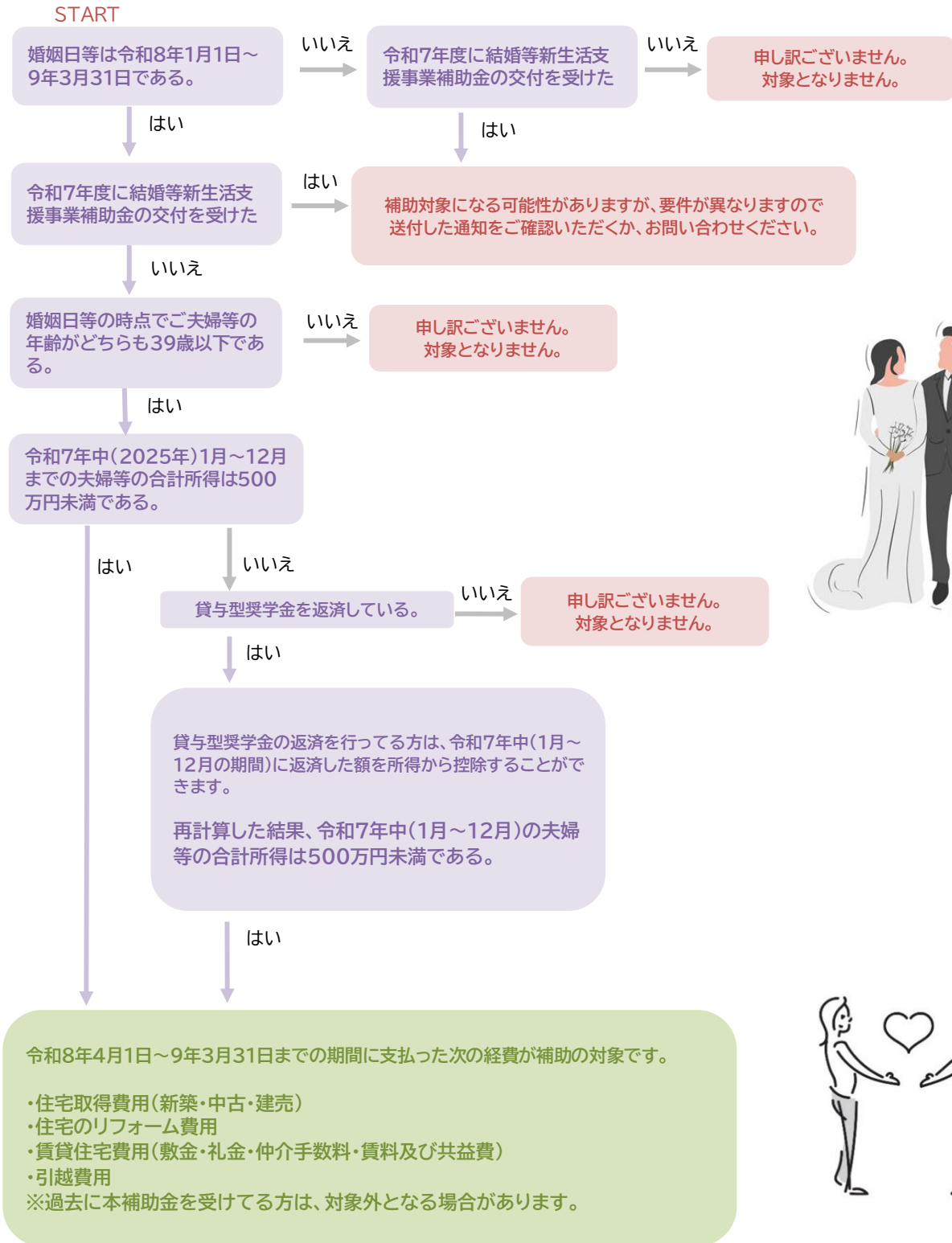
✉teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

詳しくはWEBにて  
チェック！





# 対象者・対象経費 簡易チェック フローチャート

○ご自身が対象となるか、まずはこの表でご確認ください。  
 個人の様々な事情によって対象とならないケースもあります。  
 2ページ目以降や対象事例、Q & Aで詳しく説明していますので、必ずご確認ください。



## 対象者要件

申請時点において以下の9つの要件全てを満たす夫婦等のみ、補助を受けることができます。

<input type="checkbox"/>	<p><b>【婚姻日等】</b> 令和8年1月1日～令和9年3月31日までの間に婚姻届又は福島市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届を提出し、受理（受領）された夫婦等 ※令和7年度に結婚等新生活支援事業補助金の交付を受けた方は要件が異なりますので、令和8年6月下旬ころに市から送付された通知を確認するか、お問い合わせください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>【年齢】</b> <b>婚姻日等</b>（婚姻届等を提出した日）<b>時点</b>の夫婦等の年齢がともに<b>39歳以下</b> ※法律上、年齢は誕生日の前日に加算される点にご注意ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>【夫婦等の所得】</b> 令和7年（2025年1月1日～12月31日）の夫婦等の所得の<b>合計が500万円未満</b> ※令和7年中（1月1日～12月31日）に奨学金を返済している方は返済額が控除されます。詳しくは次のページにてご確認ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p><b>【住民票の住所】</b> 補助金の申請日において、夫婦等の双方が福島市に住民登録しており、双方の住民票の住所が申請の対象の住宅の所在地となっていること。 ただし、福島第一原子力発電所事故により避難している者については、届出避難場所証明書の避難先住所が申請に係る住宅の所在地であること、かつ夫婦等の一方の住民票の住所が申請に係る住宅の所在地であること。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>住宅及び引越について他の公的制度による補助等を受けていないこと。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>生活保護を受給していないこと。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>過去に他自治体も含めてこの制度（※）に基づく補助金を受けていないこと。 ただし、過去に夫婦のどちらかが、福島市や他市区町村でこの制度の補助金を受けたことがあり、離婚日等が再婚日等から起算して1年を超える場合は対象になります。 ※「地域少子化対策重点推進交付金」に基づく制度</p>
<input type="checkbox"/>	<p>市税等を滞納していないこと。 個人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、国民健康保険税 福島市以外から転入した方は、転入前の自治体で同様の税金を滞納していないこと。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>夫婦等の双方が下記①～③のいずれかに該当すること。 ①ライフデザイン等に関するWEB講座（福島県制作）の受講を修了していること。 ※こちらのQRコードから視聴できます （動画時間9分17秒）</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">   </div> <p>②医療機関でプレコンセプションケア健診を受診したことが確認できること。 ③医療機関において妊娠・出産に関する相談を行ったことが確認できること。</p>

## 所得の確認方法

所得の金額は、以下の方法で確認することができます。年収や手取りとは異なります。

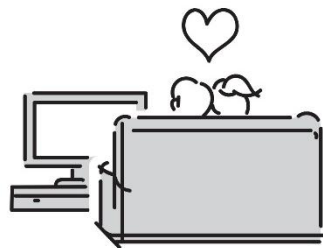
**申請時は必ず「◎課税（非課税）証明書」をご提出いただきます。**

書類名	記載項目・取得方法
◎ 課税（非課税）証明書	「 <u>合計所得金額</u> 」に記載された金額 市区町村の窓口で発行されます。
給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）	「 <u>総所得金額</u> 」に記載された金額 （会社員・団体職員・公務員など、給与天引きで納付している方）
住民税納税通知書	「 <u>合計所得金額</u> 」に記載された金額 毎年6月に市区町村から郵送されるものです。 （自営業・フリーランス・退職した方など、ご自身で納付している方）
源泉徴収票	「 <u>給与所得控除後の金額</u> 」に記載された金額 勤務先にて毎年1月に発行されるものです。 ※給与所得のみの方は、源泉徴収票でも確認することができますが、1年の間に複数の会社に勤務した場合やそれ以外の収入（不動産、農業、株の配当金など）がある場合は、年間の <u>合計額</u> で判断しますので、ご注意ください。

## 所得の控除

夫婦等の所得合計額が500万円以上の場合でも、下記に該当するときは控除（金額を差し引くこと）ができます。「必要書類等チェックリスト」に記載されている書類の提出が必要です。

ケース	計算方法
貸与型奨学金の返済を行っている場合	所得の合計額から令和7年（2025年）の1年間に返済した額を控除して算出します。



## 対象経費

婚姻等に伴って、**令和8年4月1日～令和9年3月31日の間(補助対象期間)に福島市内に居住するために支払った住居費または引越費用**が対象です。

社宅などを除き、契約や支払いの名義が夫婦等のいずれかであることが条件です。

**家賃は令和8年4月分家賃から令和9年3月分家賃が対象**となります。

従って、令和8年3月に支払う令和8年4月分家賃や令和9年3月に支払う令和9年4月分家賃は対象外です。

※支払日＝領収書の領収日、口座引き落としの日付、クレジットカードの請求日（ご利用日）で判断します。

## ■住居費

### 【住宅取得（新築・中古・建売など）】

住宅の購入費、工事請負費(新築のみ)のうち**補助対象期間に支払った費用**

<対象 NG> ・土地代

- ・支払日が令和8年3月31日以前の費用
- ・他の補助金を受けている場合



### 【住宅リフォーム】

住宅のリフォーム費用(住宅の機能の維持・向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用)のうち**補助対象期間に支払った費用**

<対象 NG> ・支払日が令和8年3月31日以前の費用

- ・倉庫・車庫の工事費用、外構工事費用、家電購入・設置費用 など
- ・他の補助金を受けている場合

### 【賃貸住宅】

初期費用（敷金、礼金、仲介手数料）、令和8年4月分～令和9年3月分の家賃（賃料、共益費）のうち**補助対象期間に支払った費用**

#### 【注意事項】

**基本的には婚姻日等以降、同居するための費用**

※婚姻等を機として新しく賃貸住宅を契約した際の初期費用は婚姻前でも可。

※婚姻等を機として同居した場合の家賃については、同居の事実が住民票で確認できれば可。

※勤務先から住宅手当の支給がある場合は、その額を対象経費から控除します。

<対象 NG> ・公営住宅等にお住まいで地域優良賃貸住宅に該当する場合には対象外  
(家賃低廉化に係る国補助対象住宅)

- ・支払日が令和8年3月31日以前の費用
- ・令和8年3月に支払った令和8年4月分の家賃
- ・令和9年3月に支払った令和9年4月分の家賃



## ■引越費用

婚姻等に伴って取得または賃借した住宅や、夫または妻等が居住する住宅への引越費用のうち引越業者または運送業者へ支払った費用で、**補助対象期間に支払った費用**

(例) ○○引越センターを利用した引越、居住元から新居へ宅配便で配送した荷物など



- <対象NG>
- ・レンタカーを借りてご自身で引っ越しを行った場合の費用
  - ・運輸局の許可を受けていない業者による引越費用
  - ・不用品の処分費用、物品購入料、電気工事費用など
  - ・エアコンの移設費用
  - ・そのほか引っ越しと直接関係のない費用は対象となりません。

## 補助金の金額

1世帯あたり **30万円まで**の費用を補助します。

※算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 補助額の計算例

例①：令和8年9月1日婚姻。婚姻を機に令和8年7月1日に賃貸住宅を新しく契約し同居を開始した夫婦等

敷金	0円
礼金	50,000円
仲介手数料	55,000円
賃料	50,000円×4か月(7月分～10月分)
共益費	5,000円×4か月(7月分～10月分)
対象経費合計	325,000円
補助額	300,000円

例②：令和8年9月1日婚姻。結婚を機として令和8年1月1日から同居を開始した夫婦等

賃料	50,000円×6か月(5月分～10月分)
共益費	5,000円×6か月(5月分～10月分)
対象経費合計	330,000円
補助額	300,000円

## 申請期間

**令和8年7月1日(水)～令和9年3月17日(水)まで（窓口は土日・祝日・年末年始を除く）**

ただし、申請額が予算上限に達した時点で受付を終了します。また、婚姻日等が申請締切後の方などは、ご相談ください。

## 申請方法

申請書と必要な書類を添えて 福島市出会い移住・多文化共生課に提出してください。

・オンライン申請 ・ 郵送 ・ 窓口 で受け付けています。

**証明書の発行には手数料がかかりますので、必ず事前に対象要件などをご確認ください。**

<申請書等の様式の取得方法>

福島市ホームページからダウンロード / 福島市出会い移住・多文化共生課窓口にて配布

**※昨年度以前に補助を受けた方で今年度も継続して補助を受けたい場合は、改めて申請が必要です。** ご不明な点がございましたら、必ず事前にご相談ください。

## 申請から補助金交付までの流れ

### > 申請書提出

【第1号様式】

「福島市結婚等新生活支援事業補助金交付申請書兼完了実績報告書兼請求書（新規申請）」に必要な書類を添えて提出してください。

必要な書類は、「令和8年度必要書類等チェックリスト【初めて申請する方】」でご確認ください。

すべての書類が揃ったら、書類をデータ化（スキャン(PDF)もしくは写真撮影）し、**オンライン申請**するか、**郵送**または福島市出会い移住・多文化共生課窓口へ**直接提出**してください。

窓口の混雑状況によってはお待ちいただく場合があります。

※オンライン申請・郵送で提出の場合は、**令和9年3月17日（水）必着**となります。

※無記名アンケートへの回答をお願いしています。



### > 受付・審査

申請の受付は先着順に行います。書類が全てそろった時点で受理となります。

受付期間内であっても、申請額が予算上限に達した時点で受付を終了します。

受付後に書類に不備が判明した場合は、再提出のお願いや内容確認をさせていただきます。



### > 交付決定通知書の発送

提出書類などに問題がなければ、申請者の住所へ交付決定通知書が郵送されます。



## > 補助金交付

審査終了後、1か月程度で指定の口座にお振り込みとなります。  
※振込完了のお知らせは行っておりませんので、各自ご確認ください。

## 申請窓口

- 受付 〒960-8601 福島県福島市五老内町 3-1  
福島市役所 出会い移住・多文化共生課 出会い応援係  
☎ 024-572-5451 ✉ teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
- 窓口受付時間 午前9時から正午、午後1時から4時30分まで（土日・祝日・年末年始を除く）  
※正午～午後1時の間のご来庁は、できる限りご遠慮ください。
- オンライン申請の場合には、下記のQRコードから手続きをお願いいたします。  
<オンライン申請フォーム>（令和8年7月1日から公開）



## ♡子育て・若者夫婦世帯向け市営住宅、空き家リフォーム支援事業のご案内

福島市では、結婚等新生活支援事業補助金のほかにも、子育て・若者夫婦世帯の生活を応援するため、住居取得のための支援を行っています！詳細は下記のQRコードからご確認の上、担当課へご相談ください！

子育て・若者夫婦世帯向け  
市営住宅  
(所得により結婚等新生活支援事業  
の補助対象の場合あり)



ふくしま☆スタイル  
リノベーション住宅  
(結婚等新生活支援事業の補助対象)



福島市空き家  
リフォーム支援事業



(別契約の工事の場合、結婚等新生活支援事業との併用可)